

## 第8回笠松町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和5年8月1日（火）午前10時35分から午前11時10分

2. 開催場所 笠松町役場 4階 大会議室

3. 出席委員（15人）

議長 10番 近藤 秀隆  
議席 1番 奥村 彰朗  
議席 2番 森 とみ子  
議席 3番 伊藤 曜  
議席 4番 足立 幸隆  
議席 5番 棚橋 久美子  
議席 6番 棚橋 武  
議席 7番 柴田 敏夫  
議席 8番 渡邊 義一  
議席 9番 岩村 好廣  
議席 11番 松原 克雄  
議席 12番 加藤 孔仁  
議席 13番 松原 秀昭  
議席 14番 松原 孝治  
議席 15番 小野木 武光

4. 農業委員会事務局職員

事務局長 西川 雪秀  
書記 田中 裕介  
書記 亀井 昭宏

5. 議事日程

日程第1 笠松町農業委員会臨時議長の指名について

日程第2 笠松町農業委員会委員の議席の決定について

日程第3 議事録署名者の指名について

日程第4 議案第11号 笠松町農業委員会会长の互選について

日程第5 議案第12号 笠松町農業委員会会长職務代理者の互選について

日程第6 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

日程第7 報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

日程第8 報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

日程第9 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について

## 6. 会議の概要

事務局長	<p>令和5年第8回笠松町農業委員会を開催する旨を述べ、出席状況を報告した。</p> <p>日程第1「笠松町農業委員会臨時議長の指名について」改選後最初の総会のため、会長が選出されるまでの間、年長委員の10番近藤委員を臨時議長に一任する旨述べた。</p>
臨時議長	<p>臨時議長を務める旨を述べ、日程第2号「笠松町農業委員会委員の議席の決定について」を事務局へ説明を求めた。</p>
事務局	<p>議席の席順を地域順にしてはどうか説明した。</p>
臨時議長	<p>事務局からの説明を受け、質疑・意見を諮った。</p> <p>(意見等なし)</p>
臨時議長	<p>地域順に並ぶ議席を本議席として決定する旨述べ、日程第3「議事録署名委員の指名について」、会議規則第8条の規定により議事録署名委員を1番奥村委員 8番渡邊委員を指名してよいか諮ったところ異議がなかった。</p> <p>次に、日程第4 議案第11号「笠松町農業委員会会長の互選について」日程第5 議案第12号「笠松町農業委員会会長職務代理者の互選について」を一括して事務局へ説明を求めた。</p>
事務局	<p><b>【議案第11号、12号 朗読】</b></p> <p>農業委員会等に関する法律第5条第2項、並びに同法律同条第5項について説明した。</p>
臨時議長	<p>事務局からの説明を受け、自薦・他薦の発言を求めた。</p>
8番委員	<p>会長に10番近藤委員を推薦する旨の発言があった。</p>
9番委員	<p>会長に10番近藤委員、会長職務代理者に11番松原委員を推薦する旨の発言があった。</p>
臨時議長	<p>2名の委員からの発言を受け、会長に10番近藤委員、会長職務代理者に11番松原委員を選出してよいか諮った。</p> <p>(意見等なし)</p>
臨時議長	<p>議案第11号については、10番近藤委員を会長に決定し、議案第12号に</p>

	については、11番松原委員を会長職務代理者に決定する旨述べた。
	【会長あいさつ】
	【会長職務代理者あいさつ】
議長	議事に移る旨を述べ、日程第6 報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」事務局へ説明を求めた。
事務局	<p>【報告第1号 朗読】</p> <p>相続によって農地を取得したため、農業委員会に届出されたものであり、相続に対しては、行政書士等を通じて引き続き適正に管理するよう依頼した旨説明した。</p>
議長	<p>事務局からの説明を受けて、質疑・意見があるか確認した。</p> <p>(意見等なし)</p>
議長	続いて報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」を事務局へ説明を求めた。
事務局	<p>【報告第2号 番号1～3 朗読】</p> <p>番号1は工事敷地、番号2は倉庫・駐車場、番号3は駐車場への転用の届出であり、申請地の周囲の状況、土砂流出防止等の施工計画及び排水計画について説明した。また番号①、③は無断転用をしている農地であるため始末書が、番号②は以前「農地法第5条の届出」が提出されており、相続による所有者の変更、目的の変更に伴う再提出であるため理由書が、申請書と一緒に提出された旨説明した。</p>
議長	担当地区委員からの発言を求めた。
1番委員	番号1については、申請者が相続される以前から無断転用で工場が建っていたが、周りには農地もなく、農業に影響等も出ていないので問題ない旨述べた。
2番委員	番号2については、申請者の父親が平成21年に5条の届出を提出していたが、申請者が相続するまで、法務局の地目が変わっていないことを知らなかつた。今回の届出は所有者と当時とは目的が変更したことによる届出であるため問題ない旨述べた。
事務局	番号3については、以前より事務局にて違反転用の指導をしていた農地であ

	り、現況に合わした転用で、周りの農地に影響がないため問題ない旨述べた。
議 長	事務局からの説明を受けて、質疑・意見があるか確認した。  (意見等なし)
議 長	続いて報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」を事務局へ説明を求めた。
事務局	<b>【報告第2号 番号1～5 朗読】</b> 番号1は宅地分譲6区画、番号2は駐車場、番号3は駐車場、番号4は露天貸駐車場、番号5は一般個人住宅への転用の届出であり、申請地の周囲の状況、土砂流出防止等の施工計画及び排水計画について説明した。
議 長	担当地区委員からの発言を求めた。
事務局	番号1については、面積が1,000m <sup>2</sup> を超え、開発許可を有する施工工事のため施行どおり実施して頂ければ問題ない。また、隣接する水路の草抑えを実施していただけるので問題ない旨説明した。 番号3については、現在、休耕地であり、周りに農地もないため施工計画どおり実施していただければ問題ない旨説明した。 番号4については、隣接する田も報告第2号で農地転用が出されており、周りから農地がなくなるので施工計画どおり実施していただければ問題ない旨説明した。 番号5については、次の報告第4号と同一の農地であり、借人と合意解約ができているので施工計画どおり実施していただければ問題ない旨説明した。
12番委員	番号2については、南側の宅地と申請地と一緒に売却するため、申請地を駐車場に転用するもので、周りに農地もなく、南側と一体でしか活用出来ない場所であるため、施工計画どおり実施していただければ問題ない旨述べた。
議 長	事務局、担当地区委員からの説明等を受けて、質疑・意見があるか確認した。  (意見等なし)
議 長	続いて、報告第4号「農地法第18条第6項の規定による通知について」事務局へ説明を求めた。
事務局	<b>【報告第4号 朗読】</b> 1筆の合意解約があった旨の通知があったことを説明した。

議 長	事務局からの説明等を受けて、質疑・意見があるか確認した。  (意見等なし)
議 長	以上をもって本日の議案の審議ならびに報告事項を全て終了し、令和5年第8回笠松町農業委員会を閉会する旨述べた。

以上は、会議の概要を記載したものであるが、その内容が正確であることを証明するため、ここに署名する。

令和5年 9月 4 日

議 長 佐藤 勝彦

委 員 岩村 彰朗

委 員 渡邊 喜一